

令和8年度 山江村農業再生協議会・事務職員募集について 【要項】

山江村農業再生協議会では、**令和8年4月1日**任用開始の事務職員を次のとおり募集します。
応募される方は、勤務条件等をご確認の上、お申し込みください。

1. 受付期間 **令和8年1月9日(金)～令和8年2月6日(金)必着**

※持参の場合、土日・祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時まで

2. 応募方法

(1)応募方法 持参または郵送（封筒の表に「山江村農業再生協議会事務職員申込」と朱書きしてください。）
以下の書類を添えて、期間内に申し込みください。

- ・申込書兼履歴書
- ・個別事項において指定する資格・免許等の写し

(2)提出先 山江村農業再生協議会事務局(山江村役場産業振興課内 TEL:0966-23-3113)
〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

(3)その他 提出書類については、山江村役場産業振興課・窓口ご準備しています。
(山江村ホームページからも取得できます。)
提出された書類につきましては、一切お返しいたしません。

3. 応募資格 (1)地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は申し込みできません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・山江村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2)基本的なパソコン操作(Word, Excel)ができる人。

4. 選考方法 提出書類に基づく審査及び面接試験

応募された職種の所属先において、書類審査及び面接試験を実施します。
面接試験の日時については、後日連絡いたします。

◆勤務条件 「山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を準用

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
給与及び諸手当	給与、諸手当等については、「山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を準用し、通勤手当相当(費用弁償)、賞与を支給する。 通勤手当…通勤距離が2キロ以上の方、賞与…要件を満たした方
休日	原則、土日祝日、年末年始
休暇	勤務時間、任用期間に応じた年次有給休暇付与あり その他特別休暇制度あり
加入保険等	加入要件を満たす場合、社会保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
報酬支給日	月末締め、翌月10日支給

◆個別事項 「山江村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を準用

配属先	山江村農業再生協議会（事務局：山江村役場産業振興課内）			職種	一般事務
募集人数	1名	職務内容	事務補助、電話・窓口対応		
勤務日	週5日（月～金曜日のうち指定した日）		勤務時間	8:30～17:15まで（休憩60分） 週29時間、月116時間程度	
報酬額	月額 146,534円～162,025円		勤務場所	山江村役場 産業振興課	
賞与	年2回（6、12月）支給有 ※要件を満たした方に対し、規則に応じた額を支給				
資格・免許等	普通自動車免許(AT限定不可)				